

札幌市公契約条例を考える

佐藤 陵一

札幌市の公契約条例案は、2012年度も決着がつかず、再びの継続審議扱いとなりました。ただ、審議の過程で、条例が関係者にも、必ずしも理解されていないことが明らかになりました。そこで、条例がなぜ必要なのか、その意義も含めてあらためて整理し発信します。

「税金で行われる仕事」で貧困をつくらないための条例

札幌市は多くの公共工事を建設会社に発注し、さらにゴミ収集などサービス業務と公共施設の管理はその大部分が民間委託されています。「税金で行われる仕事」ですが、これらの仕事で働く労働者が低賃金におかれ、「官製ワーキングプア」として社会問題化¹しています。

「公契約条例」の1つの目的は、公共工事と委託業務に働く人々の賃金の低下を防ぎ、底上げすることです。

公共工事は、発注に際して工事金額を積算して予定価格を算出しますが、その工事費を算出するために必要な労務単価が職種ごとに決められています（「設計労務単価」²）。同様に、清掃員や警備員の労務単価（「建築保全業務労務単価」³）も定められています。

公契約条例は、公共事業に従事する建設労働者や清掃業務労働者などに支払われる賃金の最低限を決めるものです。賃金の最低限は、設計労務単価や建築保全業務労務単価を基準として決定されます。実際にいくらになるのかは、条例成立後、新設される審議会で議論され、市長が決めます。

賃金の最低限を底上げすることによって、官製ワーキングプアを解消し、毎日働いても生活保護費以下の賃金しか得られないような公務労

働をなくすことが公契約条例の大きな目的の1つです。

中小建設業者の経営を安定させ、労働者の生活も改善される

「公契約条例」は中小企業にとってもメリットがあり、政令市・川崎の市議会では満場一致で決まりました。

札幌建設業協会は「経営を圧迫するから反対」としていますが、公共工事の受注競争は激化の一途をたどっており、低い落札率、低い工事価格での受注が続いています。こうした業者間の受注競争に歯止めをかけるためにも公契約条例は大きな役割を果たします。

また、設計労務単価を使って入札価格を算出すれば、条例で定められた労働者の賃金は請負代金に含まれており、受注価格の底上げにもつながります。競争関係にある他社の条件も同じで、会社の利益が損なわれるという話ではありません。下請業者の経営も公正な「元請・下請契約」により安定し、労働者の生活も良くなる—これが「公契約条例」のめざす方向です。

低賃金・不安定雇用に支えられる札幌市の行政

指定管理者⁴にも「公契約条例」が適用されます。指定管理者制度とは公共施設の維持・管理を民間委託することができる制度です。市民生活に身近な区民センター、公園、体育施設、児童会館、市営住宅など418施設が委託され、公共施設の83%を超えています。この指定管理者のもとで3,283人（2010.4.1現在。以下人員数は同じ）が働いていますが、派遣、有期雇用、パートなどいわゆる非正規雇用が2,165人で

66%に及びます。37の区民センター等では職員347人のうち、正規職員がわずか9人です。さらに驚くべきことに、札幌市は指定管理者のもとで働く労働者の「最も低い賃金単価を掌握していない」というのが現実です。

他方、札幌市には、市が直接雇用している非正規労働者が2,984人います。「常勤で働く非常勤職員」が2,011人。「恒常的に働く臨時職員」が974人です。一般事務、保育所、司書など正職員と同じ仕事を任されていますが、最低時給は学校業務員の時給846円です。この金額は、フルタイム働いても、勤労控除により2万数千円の生活扶助が適用される水準⁵です。

札幌市の行政は、低賃金・不安定雇用の5,184人によって支えられているといえます。「官製ワーキングプア」の克服はまず「醜より始めよ」です。札幌市が改善に踏み出すことは、民間にも大きな影響をあたえ、札幌市政への信頼を高めることにつながります。

「賃金の安さ」で競争力を高める「悪魔のスパイラル」からの脱却を

「公契約条例」をめぐるっては、実は「疑問」も寄せられます。その中心は「民間の賃金に『公』が介入すべきではない」、「最低賃金法があるのに条例は行き過ぎ」というものです。

この点は、丁寧な説明が重要です。すなわち、最低賃金は、すべての事業者に対する罰則をとるような法規制です。それに対し、「公契約条例」は、札幌市の仕事を希望し、実際に参入する事業者に限っての最低基準賃金の支払い義務づけです。いわば、札幌市と事業者の合意と契約にもとづくもので、これは「介入」にはあたりません。

また、現在719円（2012年10月）の最低賃金の大幅引き上げは急務ですが、中小企業への十分な対策には時間を要します。この間、少なくとも、「公契約」においては相当額の賃金底上げを「先行して実施しよう」ということなので

す。

市議会で自民党議員が「公契約条例は、最低賃金法違反だ」と主張しましたが、すでに麻生元総理は「同法上、問題になるものでない」⁶としていますから、決着済の蒸し返しでした。世論をミスリードする議論には、批判が必要です。企業が「賃金の安さ」で競争力を高める社会は、規制しなければ働く人々にとっては限りない底辺に向かう賃下げとなります。「悪魔のスパイラル」です。いま、こうした社会正義に逆行する状況がつよまるもとの、全国の「公契約条例」制定の運動は、日本の賃金制度のあり方を問いなおし、賃上げの新たな流れを切り開く契機となっているのです。

（さとう りょういち 北海道センター副理事長）

1 典型的な例は、大阪市営地下鉄の清掃労働者が月26日、残業しても生活が成り立たず、生活保護を申請し、月額24,221円が生活扶助され、マスコミがいつせいに「官製ワーキングプア」と報道しました（2009.9）。

2 「公共工事設計労務単価」（北海道2012年度）の普通作業員は1日10,700円です。

3 「建築保全業務労務単価」（国土交通省）では、清掃員Cは実務経験3年未満で月額6,400円。清掃員Bは実務経験3年以上で月額7,700円、清掃員Aは実務経験6年以上で月額9,800円、警備員Bは2級の資格者で月額9,500円、警備員Aは1級の資格者で月額11,400円。

4 札幌市は2006年4月から「公の施設」をそれまでの「管理委託」から「指定管理」へと転換しました。①民間能力を活用しつつ、②住民サービスの向上と、③経費の節減を図る目的です。指定期間は原則4年です。賃金基準は市の現業職員の初任給127,600円です。

5 札幌市の非常勤職員の最低時給は846円ですが、50歳、単身、家賃36,000円の労働者が1日8時間、月21日就労すると仮定し、生活保護を申請した場合、月額20,650円が生活扶助されます。最低賃金705円で働く35歳の労働者の場合は月額39,485円の生活扶助の試算結果です（単身、家賃36,000円8時間21日稼働）。

6 「最低賃金額を上回る賃金を労働者に支払わなくてはならないとすることは、同法上問題となるものではない」（尾立源幸参議院議員の質問主意書に対する麻生総理大臣答弁書。平成21年2月24日付）。これは、契約に合意した企業が自ら一定水準以上の賃金支払いを約束することは、強行法規による義務づけとは性格が異なり、「契約自由の原則」にのっとっているとの法理です。